

鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画素案に対する市民等の意見と市の考え方

- ・ 表中の 等 で囲んだ数字は素案中の具体的事業を示します。

1 目標 落書きされにくい環境づくり

基本的施策1 落書きデータの集積と活用システムの構築

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>具体的事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「過去のデータを含め落書き犯個別、時系列的及びマップ化したデータベースを作成し」を入れる。 ・ 落書きデータを分析し、落書き常習犯の絞込みと対策を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生日時については、落書きのデータの一部と考えています。 ・ 落書きデータの活用方法として検討させていただきます。
2	<p>「 」 「 」に落書き被害にあった場所だけでなく「発見日時」を把握しておく。</p>	<p>ご意見について、 の「被害にあった箇所」の後に「及び発見日時」を追加しました。</p>
3	<p>落書き犯の行動は周辺市にも及ぶため、落書き被害の実態等を把握し、情報を交換するなど周辺自治体と協働が不可欠である。</p>	<p>ご意見を参考に、隣接自治体と落書き被害の情報を交換する中で、データの集積をしてまいります。</p>

基本的施策2 施設管理者の体制の整備

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>「 」 「 」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「…壁面にコーティング加工等の工夫を」は、施工コストや対候性などの劣化防止対策等の点から記載の表現でよいのか疑問が残る。 ・ 塗装に関する情報収集や(関係機関への)伝達を期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえ、 について、「建築物・工作物等を新設するとき、落書きされやすい箇所については、その材質を勘案し、必要な工夫を施すよう努めます」と修正しました。 ・ ご意見を今後の事業の参考にさせていただきます。

2	<p>「防犯カメラの設置」を加える。</p> <p>奈良市東大寺では07年6月に落書き被害を受けて防犯カメラを設置した。日本の他の世界遺産もいくつか落書きの被害を受けている。市内の重要文化財管理者と市が協議して、市内の歴史的建造物が火災焼失や落書き汚染の被害を受けないよう、無線LAN仕様の防犯カメラ等最新の機器による防護策の万全の処置をとること。これが世界遺産登録の前提条件になると思われる。</p> <p>で指定された「重点地区」では防犯カメラを設置して、落書き実行犯を検挙する。</p>	<p>文化財については、所有者管理を原則とし、文化財保護法の規定に基づき、国、地方公共団体（所管は文化財課）及び所有者が、火災等の防災や落書き等による棄損被害に適切に取り組まれていますので、当行動計画で対応することはしません。</p>
3	<p>世界遺産登録を目指しているため、今後の体制整備等の参考とするため、世界遺産先例都市に世界遺産に対する落書き被害状況や予算等対策状況を調査する。</p>	<p>ご意見を参考に、関連課と調整しながら、今後、検討させていただきます。</p>

基本的施策3 広報・啓発の充実

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>「小中学校へ落書き防止についての出前講座を実施します」の対象に高校を追加する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「小中学校・高校へ落書き防止についての出前講座を実施します。」と修正しました。</p>

目標 落書きに気づく体制づくり

基本的施策1 市と地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>発見・通報について地域住民のボランティア防犯パトロール員、青少年指導員、廃棄物減量化推進員などを加え、落書きの発見をお願いします。（他1）</p>	<p>については、様々なボランティア団体との連携と考えています。</p>

基本的施策2 施設管理者等の意識づくり

1	<p>が作成するマニュアルが市職員のみを対象とするならばそれには反対である。関係機関が何を対象とするのか不明だが、関係機関にマニュアル作成の負担を強いても効果はない。マニュアルを作成するのであれば、市も民間事業者も市民も対象とした共通のマニュアルとして統一したものを市が示すほうが効率的ではないか。</p>	<p>マニュアルについては、市が作成したものを関係機関に配布し、それを参考としてそれぞれの機関での実態に応じたマニュアルを作成していただきたいと考えています。また、基本的施策3「広報・啓発の充実」の で市民向けに作成するガイドブックは、マニュアルの内容を含むものを想定しています。</p>
---	---	--

目標 落書きされたらすぐに消す体制づくり

1	<p>目標 「落書きされたらすぐ消す体制づくり」を「落書きされたら体制づくり」に修正する。</p>	<p>落書きはすぐに消すことが、拡大させないために大切なことから、「すぐに消す体制づくり」としています。</p>
---	---	--

基本的施策1 施設管理者の体制の整備（再掲）

1	<p>市 「必ず消去済みの確認をします」を追加する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「さらに、後日消去されたことを確認します。」を追加しました。</p>
---	--------------------------------	---

基本的施策2 市と関係機関、地域社会・ボランティア団体等との連携体制の構築

1	<p>市 ボランティア団体等に消去剤、ペンキ等の消耗品を提供し、ローラー刷毛、脚立等器具を貸与するほか、「必要に応じて現場で技術上の助言を行います。」を加える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「必要に応じて技術上の助言を行うなど、消去活動を支援します。」と修正しました。</p>
2	<p>地域住民のボランティア防犯パトロールに、落書きの発見をお願いする。（落書きは犯罪を誘発するため）</p>	<p>ボランティア団体等の一つとして、連携・協力体制の中で、協力をお願いしたいと考えます。</p>

基本的施策3 円滑な発見通報体制の構築

1	「 」として、「現行犯を発見したときは発見者が警察に直接通報する。」を追加する。	目標 基本的施策2の市民等役割として、 で「落書き被害について警察へ告発、被害届等を提出する」ことについて取り上げており、ご意見もこれに含まれるものと考えます。
2	基本的施策3「円滑な発見通報体制の構築」に「と確実な消去の確認」を入れる。 その として「市が通報を受けた落書きが により消去されたかを確認します。」を加える。	目標 基本的施策1で反映しました。

2 その他

1	当面の目標の順序は(1)すぐに消す、(2)気づく体制(3)されにくい環境 の順がよい。(他1)	「落書きをされないような環境を整え、予防体制をつくり、それでも描かれてしまったときの対応」の順と考えます。
2	目標の順序は「気づく体制づくり」「されにくい環境づくり」「すぐに消す体制づくり」の順がよい。	
3	「落書きは犯罪である」との明確な表現が欠けている。	落書きは犯罪であることを前提として、「警察への告発、被害届等の提出」について記載しています。
4	「目的」中の「関係機関」を「関係機関等」とし、個人、事業者を問わず公共の目に触れる土地、建物、その他の構造物等の管理責任を負っている者をその中に「その他施設管理者等」として加える。	「関係機関」の中に「主要施設管理者」を含むことで、ご意見の趣旨を満たしていると考えます。
5	落書き予防対策として 落書き犯罪情勢分析官設置 東京都では警視庁が07年1月から各警察署に犯罪情勢分析官を配置し、地域の防犯ボランティアと連携し、検挙率の実績を挙げたとい	鎌倉市では、すでに警察官 OB を防災安全部に配置し、警察と連携をとりつつ、地域社会の安全安心の推進に取り組んでいます。

	<p>う報道がされている（日経新聞夕刊07.12.11）。鎌倉市も県警OBを募集して犯罪情勢分析官を市の嘱託員の形で雇用してはどうか。落書き犯逮捕だけではなく、他の犯罪撲滅のために、警察と協働し防犯に効果が期待できるのではないか。</p>	
6	<p>落書き用材の販売規制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 落書きの多くはスプレー缶を使用しているため、国や県と連携してスプレー缶販売を規制してほしい。 	<p>現時点で国や県への要望として取り上げることは考えていませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>落書きされたらすぐに消すことも大切ですが、落書きをした人に対して、自覚させるため清掃や落書き除去作業をさせてはどうでしょうか。</p>	<p>落書き防止条例の中で、市長は落書きを行った者に落書きの消去等必要な措置を命じることができることを規定していますが、当行動計画は、市、関係機関、市民の皆さんが連携して、落書きのないまちづくりをすることを趣旨としているので、当行動計画で取り上げることは考えていません。</p>
8	<p>はり紙（タギングなど）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ はり紙も落書き同様取りはずしに苦慮し、はられた器物を損ねる。条例にはり紙を含めることを提案したが、叶わなかった。はり紙について再認識してほしい。（他1） ・ フィルムやステッカー等の貼り付けの除去で生じたスクラッチ跡による美化障害防止の対策が必要。（他1） 	<p>落書き防止条例（平成16年12月制定）に罰則を規定するに当たり、検察との協議の中で、「はり紙」は「落書き」に該当しないとの見解が示されたことから、条例では「はり紙」を定義からはずしています。しかし、はり紙は落書きと同様に、まちの美観を損ねるものなので、「違反屋外広告物に該当しないはり紙についての対応」を第2次まち美化行動計画素案の中で取り上げています。</p> <p>なお、当行動計画の中においても、はり紙についても、運用上、落書きと同様の取扱いをすることとします。</p>